

令和2年度第1回
岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会
岡山県障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日 時	令和2年7月31日（金） 14：00～16：30
場 所	ピュアリティまきび2階「孔雀」

1 開 会

2 会長の選任

3 議 題

- (1) 障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について
- (2) 第3期岡山県障害者計画の進捗状況について
- (3) 第4期岡山県障害者計画の策定方針・骨子案について
- (4) 第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画の策定方針・骨子案について
- (5) その他
 - ・「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」骨子案について

4 閉 会

審議会・協議会について

岡山県障害者施策推進審議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者基本法（必置）
 - ・ 岡山県障害者施策推進審議会条例
- 関係する県計画 岡山県障害者計画
(障害のある人のための施策に関する基本計画)
- 審議会の所掌事務
 - ・ 県障害者計画策定にあたっての意見
 - ・ 県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・ 県の障害者に関する施策の実施状況の把握 など

岡山県自立支援協議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者総合支援法（努力義務）
 - ・ 岡山県自立支援協議会設置要綱
- 関係する県計画 岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画
(障害福祉サービスの利用見込量や提供体制の確保を定め、その円滑な実施に関する計画)
- 協議会の所掌事務
 - ・ 県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・ 障害者等への支援体制の整備に関する協議 など

岡山県障害者差別解消支援地域協議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者差別解消法（任意）
 - ・ 岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
- 協議会の所掌事務
 - ・ 障害者差別の解消の取組に関する協議
 - ・ 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること など

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第 1 1 条

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第 3 6 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 第 2 項又は第 3 項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第 3 6 条 都道府県（地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第 1 1 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○岡山県障害者施策推進審議会条例

（趣旨）

第 1 条 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 3 6 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験のある者
 - 三 障害者
 - 四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者
- 2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第 1 項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

（その他）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

岡山県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会として、岡山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、所掌事務にかかる専門的な事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成20年3月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この改正は、平成23年10月28日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成24年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者差別の解消を推進する関係機関の連携強化と情報共有を図り、その取組を効果的かつ円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、岡山県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の市町村障害者差別解消支援地域協議会の活動支援に関すること。
- (2) 障害者差別に関する相談体制の充実に関すること。
- (3) 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で構成する。

2 岡山県障害者施策推進審議会の委員は、協議会の委員を兼ねるものとする。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な調査又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

<p>●岡山県難病団体連絡協議会</p> <p>【啓発活動】</p> <p>1 難病フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門講師(就労支援、サービス、介護、メンタルヘルス)を招き、日常生活に役立つ情報を提供 ・誰でも参加できる。 <p>2 難病ウォーキングキャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年～年に1回開催 ・難病を知らない方に難病を理解してもらう啓発活動 ・当事者、家族等でハートプラスマークの横断幕を持ち、歩きながら啓発する <p>3 idyy交流会(10代～30代を中心とした患者交流会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者世代で意見交換、情報共有を図る。 ・チラシ・ホームページ・Twitterを利用し、若者世代の思いを発信し、お互いに交流できるよう取り組んでいる。 	<p>●岡山県身体障害者福祉連合会</p> <p>(津山市身体障害者福祉協会における取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年に障害者法定雇用率が2.2%に引き上げられ、精神障害者もその対象になった。しかし実際には定着率が低い等謝った認識や偏見があるため、精神障害者雇用は進んでいない。 ・働く場において、精神障害者への適切な配慮が足りない面もあり、また本人に仕事への理解を深めてもらい、安心感を与える事も大事である。 ・津山市身体障害者福祉協会の事務局で精神障害者を雇用することとした。 ・雇用した本人は、社会的適応能力が不十分であったが、雇用主だけでなく、事務局職員も本人を理解し協力し、職場に適應することができた。 ・精神障害者を雇用して分かったことは、①本人の障害の受容(隠さないこと) ②生活環境の整備・簡素化 ③収入・財務の安定等が大切であると分かった。さらに、この職場が楽しいと思えること、本人の能力を認め、発揮できるようすることである。
<p>●岡山県手をつなぐ育成会</p> <p>1 研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくりの視点から、「あいサポート運動」の研修や「障がい者の消費行動と消費トラブル」についての研修を会員に紹介している。 ・今年度は「ヘルプマーク」の研修資料を作成し、地域の親の会等に配布する予定。 <p>2 警察署訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の親の会の代表が警察署を訪問し、障害のある人や地域での生活の様子を理解してもらう情報交換の場となっている。 	<p>●岡山労働局</p> <p>1 職員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員、人権教育受講職員、新任管理者 <p>2 事業主向け啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク窓口でリーフレットの配布
<p>●備前市</p> <p>1 高齢者・障がい者権利擁護会議のコアメンバー会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：毎月1回 ・参加者：関係部署の市職員、司法書士・社会福祉士などの専門家 ・備考：具体的な事例があった場合のみ開催 <p>2 東備地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：年一回程度 ・参加者：東備地域自立支援協議会に参加している団体の代表者 ・備考：具体的な事例があった場合は随時検討する。 	<p>●中国運輸局岡山運輸支局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年新規採用職員研修、初任係長研修において、障害者差別解消法を説明。
<p>●岡山県自閉症協会</p> <p>1 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月、JR岡山駅での啓発活動。 ○ブルーライトアップ <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月、岡山城天守閣、津山郷土博物館、備中国分寺五十塔のブルーライトアップ ○啓発パネルと作品等展示 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月、津山市役所での展示 <p>2 障害者週間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年12月、JR岡山駅での啓発資材配布の協力 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市のわくわく子どもまつりin岡山ドームへの公民館ブースへの協力 ・岡山県バリアフリー等連絡会議への出席やセミナー講演会の実施 	<p>●岡山県(障害福祉課)</p> <p>1 研修会の実施</p> <p>(1) 県職員研修(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象者 新規採用職員、主任級職員、労務管理者 ②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明 <p>(2) 市町村職員等研修 〔令和元年度実績 4市町〕</p> <p>(3) あいサポーター研修(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象 一般 ②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮(ちょっとした手助け)を実践する「あいサポート」運動の普及啓発 〔令和元年度実績 83回 参加者 約2,819人〕 <p>2 セミナー等の開催(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象 一般 ②内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など <p>3 啓発イベントの実施</p> <p>障害者週間に啓発イベントを開催 〔令和元年度実績 12/3街頭啓発キャンペーン岡山駅、鴨方駅、笠岡駅などに〕</p> <p>4 啓発冊子の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「バリアフリー社会の思いやり」(一般向け冊子) (2)「障害者差別解消法・あいサポート運動実践事例集」(市町村・団体向け)

2 不当な差別的な取扱や合理的配慮への対応事例

●岡山県難病団体連絡協議会

合理的配慮への事例と患者本人の思い

- ・難病患者の就労に関する悩み・・・職場に病気の開示をし、就労をしている。上司が残業や体に負担がかかるような仕事をしなくていいように配慮をしてくれている。有難い反面、その分同僚へ業務の負担が回ることに申し訳ない気持ちと自分には仕事を任せてもらえない孤立感に苛まれる。
- ・難病患者が職場にいたら・・・雇用側と一緒に働く上司や同僚に面談をし、コミュニケーションをとり、定期的意見を出し合える環境を作ってほしい。事前に配属される職場に病気についての説明しておくべき。配属前から説明をし、理解をされている環境かそうではないか受け入れ方も違う。難病だからできないだろうと最初から思わないでほしい。体調と折り合いがつけば健康な人と変わらない仕事ができる。
- ・病気と仕事との両立が難しいと思っている難病患者は多い。体調にも波があるため、周りからの理解がされにくく「やる気がないのでは」と誤解を受ける例も少なくない。また気を遣われ過ぎて仕事を任せてもらえないという声もある。合理的配慮をする側も加減が難しい現状はあるが、難病患者と職場がコミュニケーションを継続的にとり、仕事内容を相談しやすい話しやすい就労環境が整うことが望ましい。

●岡山県手をつなぐ育成会

合理的配慮の申出についての対応事例

【育成会県大会での対応】

- ・参加申込み用紙に、配慮事項の欄を作り、記入者と個別に対応を話し合った。
- ・必要な配慮としては、車いすの使用に関することが多い。県大会は県内各地を巡回しながら開催しているため、会場によっては十分なバリアフリーではなく対応に困ったこともあった。必要によっては育成会で車いすを借りて対応することもあった。
- ・当事者大会で、聴覚障害のある本人から要望があり、手話通訳者を配置した。
- ・視覚障害のある人の同伴者から駐車場についての要望があり、会場に近い駐車場を利用してもらった。
- ・当会は知的、発達障害のある人とその家族の団体なので、他の障害がある人が参加する場合は、事前に配慮の申出がないと対応が難しく、当日になって苦慮することもある。

●備前市

1 不当な差別的な取扱いに関する対応事例

- (1) 備前市在住で、兵庫県内企業に勤務する身体障害者からの職場内での待遇について相談対応。
本人からは障害を理由に差別的な待遇を受けていると感じての訴えであったが、障害があることが受けている待遇の原因となっているのか判断がつきにくい部分に困難があった。最終的に、本人の強い希望があり、兵庫県に通知し、兵庫県から兵庫県労働局に報告となった。

2 合理的配慮の申出についての対応事例

- (1) 視覚障害者から自宅付近の市道の階段について、階段の縁が識別しやすいよう対応依頼があり、階段の縁に黄色のペンキを塗り、視認性を高める対応を行った。
- (2) 社会福祉課に手話通訳者を配置し、聴覚障害者の窓口手続き等の通訳支援を行っている。また、可能な範囲で、聴覚障害者の日常生活での通訳支援（主に窓口に来庁してもらい、電話での通訳支援）を行っている
- (3) 成人式や福祉関連イベントにおいて、聴覚障害者等の補聴器使用者に対して、ヒアリングループ（磁気ループ）を設置し、聞き取りの支援を行った。

3 合理的配慮の申出について過重な負担かどうか判断に苦慮した事例

なし

●岡山県自閉症協会

新型コロナウイルスに心ならずも感染した方や家族の方、またその治療に懸命に対応しておられる医療従事者の方とその家族に対する誹謗中傷や差別、いじめなどの報道を耳にするたびに、障害をもつ方たちへの差別などが本当に無くなるのだろうかかと暗澹とした気持ちにさせられますが、正しい情報とその理解がとても大切な事であると改めて考えさせられます。

●岡山労働局

2 合理的配慮の申出についての対応事例

- ・下肢障害の職員について、採用時は松葉杖使用であったが、加齢により車椅子使用となった。職員からの申出を受けて、勤務官署については、エレベーター設置がある所属とした。
- ・下肢職員（装具着用）について、業務時間中の移動が少なく済むように共用プリンター近くにデスクを変更し、また、ファイル等の書類移動の負担を軽減するため、ワゴンを用意したほか、踏み台を購入し、高い位置から書類を取り出しやすくした。

●岡山県

2 合理的配慮の申出についての対応事例(R元年)

【障害福祉課①】

(相談事例)

知的と聴覚の障害を併せ持つ人にとって、市からのお知らせ文書は理解できない。本人にも分かるように要約版を作成する、簡易な言葉を使用する、ルビを振るなど合理的配慮をしてほしい旨、市へ伝えてほしい。

(対応)

市へ伝えたとこ、対応を検討してくれ、ルビ付きの文書を送付した。

【障害福祉課②】

(相談事例)

障害のある人と盲導犬が高速バスに乗車する際、通常は規定を設けて盲導犬分の座席を無料としている。しかしゴールデンウィーク時は、満席だったので盲導犬の乗車を断った。障害のある人は納得いかなかった、事業者としてどう対応すべきだったか、との相談が高速バスを運営する事業者から相談があった。

(対応)

満席の際の対応をホームページに掲載しているとのことだが、説明は充分だったか、また犬が通路にいることが危険である旨の説明は出来ていたのか等を含め、双方話し合いを十分すべきだったことを事業者に伝えたとこ道路運送法なども調べ、前向きに検討していくことだった。

【人事委員会事務局】

障害のあるひとを対象とした県職員等採用試験において、受験申込書などに受験に当たっての要望事項の記入欄を設けており、要望のあった受験者については、本人に適宜確認を取った上で配慮を行った。

第3期岡山県障害者計画 実施状況

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	令和元年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
I 啓発・広報・社会参加					
1 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進(協力施設、又は区画等の数等)	955施設、2,116区画	1,022施設 2,312区画	1,200施設 2,600区画	障害福祉課	R2
2 高校生地域防災ボランティアリーダー養成数	803人	1850人	1872人	教育庁保健体育課	R2
3 大学生災害ボランティア研修会開催大学数	7大学	10大学	10大学	県民生活交通課	R2
4 「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	36.3%	41.1%	50.0%	教育庁義務教育課	R1
II 生活支援					
1 相談支援利用者数(計画相談支援)	1,403人/月	2,774/月	2,486人/月	障害福祉課	R2
2 相談支援利用者数(地域相談支援(地域定着支援))	194人/月	213/月	265人/月	障害福祉課	R2
3 発達障害について、身近に相談できるかかりつけ医の数	0人	194人	150人	障害福祉課	R2
4 発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数[累計]	18市町村	26市町村	27市町村	障害福祉課	R2
5 「発達障害者支援センター」の運営事業の利用者数(県地域生活支援事業)	485人	247人	400人	障害福祉課	R2
6 訪問系サービス利用者数	56,131時間/月	3,472人/月	4,384人/月	障害福祉課	R2
7 日中活動系サービス利用者数(生活介護)	71,971人日/月	79,869人日/月	85,808人日/月	障害福祉課	R2
8 日中活動系サービス利用者数(自律訓練(機能訓練))	84人日/月	182人日/月	432人日/月	障害福祉課	R2
9 日中活動系サービス利用者数(生活訓練)	3,540人日/月	2,849人日/月	3,917人日/月	障害福祉課	R2
10 短期入所サービス	2,660人日/月	3,855人日/月	4,517人日/月	障害福祉課	R2
11 療養介護 利用者数	448人/月	453人/月	463人/月	障害福祉課	R2
12 共同生活援助(グループホーム)利用者数	1,338人/月	1,848人/月	2,006人/月	障害福祉課	R2
13 施設入所支援 利用者数	2,278人/月	2,197人/月	2,208人/月	障害福祉課	R2
14 自立支援拠点活動支援事業(各種講習会受講者数)	626人	1251人	1,000人	障害福祉課	R2
15 オストメイト社会適応訓練(回数 参加者数)	12回 278人	19回 330人	11回 275人	障害福祉課	R2
16 音声機能障害者発声訓練(回数 参加者数)	33回 1,056人	36回 936人	33回 990人	障害福祉課	R2
17 移動支援事業者情報提供事業 ガイドヘルパー利用者数(県地域生活支援事業)	13人	5人	9人	障害福祉課	R2
18 地域生活移行者数(施設入所から地域移行した人の数)※1	905人	1,008人 (H17～H30の累計) (R1は集計中)	1,122人	障害福祉課	H17～R2
19 障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)	0	3	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	障害福祉課	R2
20 共同生活援助(グループホーム)の整備見込量(定員数)	1,615人	2,022人	2,106人	障害福祉課	R2
21 入院後3ヶ月時点の退院率	67.0%	まだ公表されていない	69.0%	健康推進課	R2
22 入院後6ヶ月時点の退院率	82.0%	まだ公表されていない	84.0%	健康推進課	R2
23 入院後1年時点の退院率	88.0%	まだ公表されていない	90.0%	健康推進課	R2
24 入院期間1年以上の長期入院患者数	2692人	2456人	2230人以下	健康推進課	R2
25 ピアサポーター登録者数	24人	50人	55人	健康推進課	R2
26 児童発達支援・利用者数(月あたり実利用人数)	2,685人/月	3,911人/月	3,924人/月	障害福祉課	R2
27 医療型児童発達支援・利用者数(月あたり実利用人数)	28人/月	7人/月	42人/月	障害福祉課	R2
28 放課後等デイサービス・利用者数(月あたり実利用人数)	1,634人/月	5,065人/月	4,597人/月	障害福祉課	R2

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	令和元年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
29 保育所等訪問支援・利用者数(月あたり実利用人数)	26人/月	175人/月	253人/月	障害福祉課	R2
30 福祉型障害児入所施設・利用者数(月あたり実利用人数)	140人/月	97人/月	143人/月	障害福祉課	R2
31 医療型障害児入所施設・利用者数(月あたり実利用人数)	86人/月	76人/月	85人/月	障害福祉課	R2
32 障害児相談支援・利用者数(月あたり実利用人数)	192人/月	1,425人/月	1,315人/月	障害福祉課	R2
33 病児・病後児保育の実施箇所数	37か所	52か所	60か所	子ども未来課	R1
34 「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	557社	849社	750社	子ども未来課	R1
35 おかやま地域子育て支援拠点数	173か所	175か所	200か所	子ども未来課	R1
36 子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所数	11か所	13カ所	13か所	子ども家庭課	R1
37 放課後児童クラブ実施箇所数	425か所	618か所	540か所	子ども未来課	R1
38 ファミリー・サポート・センター実施市町村数	15市町村	21市町	17市町村	子ども未来課	R1
39 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(養成者数)(県地域生活支援事業)	手話4人 要約筆記29人	手話5人 要約筆記7人	手話5人 要約筆記10人	障害福祉課	R2
40 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(養成者数)(県地域生活支援事業)	10人	11人	10人	障害福祉課	R2
41 手話通訳者・要約筆記者派遣事業(派遣時間数)(県地域生活支援事業)	363時間	406時間	400時間	障害福祉課	R2
42 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(派遣時間数)(県地域生活支援事業)	2,006時間	1,886時間	2,400時間	障害福祉課	R2
43 障害支援区分認定調査員等の養成(障害支援区分認定調査員 研修)(県地域生活支援事業)	114人/年	83人/年	70人/年	障害福祉課	R2
44 障害支援区分認定調査員等の養成(市町村審査会委員 研修)(県地域生活支援事業)	21人/年	31人/年	30人/年	障害福祉課	R2
45 相談支援従事者の養成(初任者研修)(県地域生活支援事業)	233人/年	143人/年	200人/年	障害福祉課	R2
46 相談支援従事者の養成(現任研修)(県地域生活支援事業)	49人/年	68人/年	80人/年	障害福祉課	R2
47 サービス管理責任者の養成(県地域生活支援事業)	412人/年	202人/年	300人/年	障害福祉課	R2
48 強度行動障害支援者の養成(県地域生活支援事業)	40人/年	237人/年	50人/年	障害福祉課	R2
49 身体障害者相談員への研修(県地域生活支援事業)	170人/年	140人/年	200人/年	障害福祉課	R2
50 知的障害者相談員への研修(県地域生活支援事業)	80人/年	111人/年	100人/年	障害福祉課	R2
51 身体障害者補助犬の育成(盲導犬、介助犬、聴導犬)	0	0頭	1頭	障害福祉課	R2
Ⅲ 生活環境					
1 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41.3%	43.4%	75%	住宅課	R2
2 岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	49.2%	42.0%	60%	建築指導課	R2
3 旅客施設※2のバリアフリー化率(段差の解消)	96.0%	96.2%	100%	県民生活交通課	R2
4 旅客施設※2のバリアフリー化率(誘導ブロックの整備)	96.0%	100.0%	100%	県民生活交通課	R2
5 旅客施設※2のバリアフリー化率(多目的トイレの整備)	71.0%	80.8%	100%	県民生活交通課	R2
6 低床バスのバリアフリー化率(ノンステップ・ワンステップバスの割合)	45.1%	まだ公表されていない	70%	障害福祉課	R2
Ⅳ 教育・スポーツ・文化芸術活動・国際交流					
1 特別支援学校教諭免許状を保有している公立特別支援学校教員の割合	76.1%	87.5%	91.0%	教育庁特別支援教育課	R4
2 特別支援学校高等部卒業生の就職率	39.5%	43.1%	50.0%	教育庁特別支援教育課	R4
3 「個別的教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(幼稚園)	18.7%	99.2%	100.0%	教育庁特別支援教育課	R1

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	令和元年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
4 「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(小学校)	16.2%	99.4%	100.0%	教育庁特別支援教育課	R1
5 「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(中学校)	10.0%	99.5%	100.0%	教育庁特別支援教育課	R1
6 「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(高等学校)	24.6%	100.0%	100.0%	教育庁特別支援教育課	R1
7 家庭教育相談員の養成	903人	1044人	1,000人	教育庁生涯学習課	R1
8 障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催(参加者数)	1,180人/年	1,124人/年	1,200人/年	福祉相談センター	R2
9 障害者スポーツ指導者の養成	30人/年	12人/年	30人/年	福祉相談センター	R2
V 雇用・就業、経済的自立の支援					
1 一般就労への移行(福祉施設から一般就労への移行者数)	99人/年	350人/年	303人/年	障害福祉課	R2
2 就労移行支援事業の利用者数	3,441人日/月	6,237人日/月	8,571人日/月	障害福祉課	R2
3 就労継続支援(A型)の利用者数	44,296人日/月	52,395人日/月	71,492人日/月	障害福祉課	R2
4 就労継続支援(B型)の利用者数	56,857人日/月	71,835人日/月	79,941人日/月	障害福祉課	R2
6 障害者の様態に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	1人	2人	10人	労働雇用政策課	R2
7 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	21人	178人	60人	障害福祉課	R2
8 障害者就業・生活支援センター事業の登録者数	2,194人/年	2,303人/年	4,976人/年	障害福祉課	R2
9 特別支援学校高等部卒業生の就職率(再掲)	39.5%	43.1%	50.0%	教育庁特別支援教育課	R4
10 就労継続支援(B型)事業所における工賃(「工賃向上計画」で定める目標工賃)	12,873円	集計中	15,100円	障害福祉課	R2
VI 保健・医療					
1 県北医療圏における医師数	362人	389人	400人	医療推進課	R2
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数	118人/月	280人/月	415人/月	長寿社会課	R2
3 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者数	12人/月	211人/月	420人/月	長寿社会課	R2
5 1歳6か月児の健康診査受診率	93.2%	95.6%	96%	健康推進課	R1
6 3歳児健康診査受診率	90.2%	94.9%	94%	健康推進課	R1
7 新生児聴覚検査の受診率	88.9%	88.0%	100%	健康推進課	R1
8 その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	98.0%	79.0%	99.4%	教育庁生徒指導推進室	R1
9 不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	81.7%	84.6%	94.7%	教育庁生徒指導推進室	R1
10 不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	79.8%	79.3%	91.5%	教育庁生徒指導推進室	R1
11 1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(小5男子)	5.7%	7.2%	6.2%	教育庁保健体育課	R2
12 1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(小5女子)	12.1%	11.6%	14.5%	教育庁保健体育課	R2
13 1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(中2男子)	7.0%	7.0%	5.8%	教育庁保健体育課	R2
14 1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(中2女子)	22.7%	19.3%	21.2%	教育庁保健体育課	R2
15 かかりつけ医等心の健康対応力向上研修累計参加者数	533人	839人	800人	健康推進課	R2
16 特定健康診査実施率	38.8%	48.1%	70%	健康推進課	R5
17 特定保健指導の実施率	16.6%	21.2%	45%	健康推進課	R5

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	令和元年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
VII 情報アクセシビリティ					
1 障害者ITサポートセンター運営事業(利用者数)	938人	459人	1,000人	障害福祉課	R2
2 重度障害者在宅就労促進特別事業(利用者数)	17人	15人	14人	障害福祉課	R2
3 パソコンボランティアの派遣等(派遣数)	21件	8件	25件	障害福祉課	R2
4 手話通訳者設置事業(活動件数)	399件	270件	200件	障害福祉課	R2
5 字幕入り映像ビデオライブラリー事業(新規利用登録者数)	28人	20人	40人	障害福祉課	R2
6 点字による即時情報ネットワーク事業(登録者数)	62人	79人	60人	障害福祉課	R2
VIII 安全・安心					
1 避難行動要支援者の個別計画作成のための名簿作成市町村数	11市町村	27市町村 (H28年度達成)	27市町村	危機管理課	-
2 福祉避難所指定済み市町村数	27市町村	27市町村 (H28年度達成)	27市町村	保健福祉課	-
3 防災メールの登録件数	39,256件	67,615件	80,000件	危機管理課	R2
4 自主防災組織率	64.4%	87.2%	82.0%	危機管理課	R2
5 護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	1,169ha(11,697戸)	1,829ha(19,776戸)	1,983ha(21,050戸)	港湾課、防災砂防課、 耕地課、水産課	R2
7 子ども110番セーフティコーン設置校数	211校	265校	250校	くらし安全安心課	R1
8 高校生地域防災ボランティアリーダー養成数(再掲)	803人	1850人	1872人	教育庁保健体育課	R2
9 大学生災害ボランティア研修開催大学数(再掲)	7大学	10大学	10大学	県民生活交通課	R2
IX 差別の解消及び権利擁護の推進					
1 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進(協力施設、又は区画等の数等)	955施設、2,116区画	1,022施設、2,312区画	1,200施設、2,600区画	障害福祉課	R2

※1)：基準数値はH17.10～H29.3までの累計。目標は、これにR2年度末時点までの移行者数(目標)を加算した数

※2) 1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の旅客施設(岡山県内対象駅 24駅)

※3) 実績数値欄は、直近で確認できる最新数値を記載

第4期岡山県障害者計画の策定方針・骨子（案）について

1 計画策定の理由

「岡山県障害者計画」は、障害者基本法に基づき都道府県に策定が義務付けられ、障害のある人のための施策に関する本県の基本的な計画である。

現在の「第3期岡山県障害者計画」の計画期間が、本年度をもって満了するため、次期計画となる「第4期岡山県障害者計画」を策定する。

国の「第4次障害者基本計画」が平成30年3月に定められ、障害者基本法に基づき、共生社会の実現に向け、障害のある人を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が定められた。

本計画の策定にあたっては、国の「第4次障害者基本計画」を基本として、本県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえながら、関連する他の県計画との整合性を図る。

また、本県の障害のある人の状況等、また、県民アンケート調査や障害者団体の意見を反映し、岡山県障害者施策推進審議会や県議会に諮りながら策定する。

○障害のある人に関する計画

計画名	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7		
岡山県障害者計画 (障害者基本法)	→					→					→					→						
	岡山県障害者長期計画 (H11-H22)					第2期岡山県障害者計画					第3期岡山県障害者計画					第4期岡山県障害者計画						
岡山県障害福祉計画 (障害者総合支援法)	→		→			→			→			→			→							
	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期			第6期							
岡山県障害児福祉計画 (児童福祉法)															→		→					
															第1期		第2期					

区 分	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条第1項 児童福祉法第33条の22
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内 容	障害のある人のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制に関する計画

2 計画策定の方向

(1) 「第4次障害者基本計画」等への対応

国の「第4次障害者基本計画」を基本として、本県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえながら、関連する他の県計画との整合性を図りながら作成する。

(2) 第3期岡山県障害者計画策定後の動向への対応

平成28年2月に策定した現計画以降の動向を計画に盛り込むこととする。

(3) アンケート調査結果の活用

今年度障害のある人及び一般県民を対象に実施したアンケートの調査結果の内容も踏まえて、計画を策定する。

(4) 全体構成と数値目標

計画の全体の構成は、第3期岡山県障害者計画を基本として、各分野の施策の展開について、現状と課題を分析し、具体的な取組を記載する。また、計画の基本理念等を踏まえ、着実な推進を図るため、計画期間中に達成を目指す県全体の水準として「数値目標」を設定する。

1 現状と課題 → 2 取組の方向性 → 3 数値目標

(5) 障害のある人による文化芸術活動の推進に関する計画

障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害のある人による文化芸術活動を幅広く促進することを基本理念とした「障害のある人による文化芸術活動の推進に関する計画」を当計画の一部として策定する。

(6) 「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）への対応

全ての障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行された。

本計画においても、引き続き差別的取扱の禁止や合理的配慮といった差別解消法等の趣旨を適切に反映させ、共生社会の実現を目指す。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

(2) 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること、及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とする。

(3) 施策の体系・骨子

別紙のとおり

目標 共生社会の実現

重点的な視点 . . . 自立の支援

主体的な選択の尊重

地域で共生する社会の実現

施策分野 ①地域生活の支援

②安全・安心な生活環境の整備

③教育の振興

④文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際交流の推進

⑤雇用・就業、経済的自立の支援

⑥保健・医療の充実

⑦情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

⑧防災・防犯等の推進

⑨差別の解消及び権利擁護の推進

【参考】

(1) 国の「第4次障害者基本計画」（平成30年3月）の概要

○対象期間：平成30年度から令和4年度までの概ね5年間

○基本理念

障害者基本法に基づき、共生社会の実現に向け、障害者を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するため、障害者施策の基本的な方向を定める。

○基本原則

①地域社会における共生等、 ②差別の禁止、 ③国際的協調

○各分野に共通する横断的視点

- ①条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上
- ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ⑥PDCAサイクル等に通じた実効性のある取組の推進

○施策分野の新設

なし

○既存分野の施策の見直し

- ・「啓発・広報」を各分野の施策ではなく「基本的な考え方」の「施策の円滑な推進」に位置付ける。
- ・「文化芸術活動・スポーツ等の振興」を独立した施策分野として格上げ
- ・「安全・安心」を「防災・防犯等の推進」に変更

○成果目標の設定・・・合計151事項について成果目標を設定

(2) 近年の主な施策・法律の動き

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30. 4. 1 施行）

- ・ 自立生活援助・就労定着支援の創設
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28. 6. 3 施行）

○障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行（H30. 6）

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

○ギャンブル等依存症対策基本法の施行（H30. 10）

- ・ ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

○障害者雇用促進法の改正（R 元. 6）

- ・ 障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

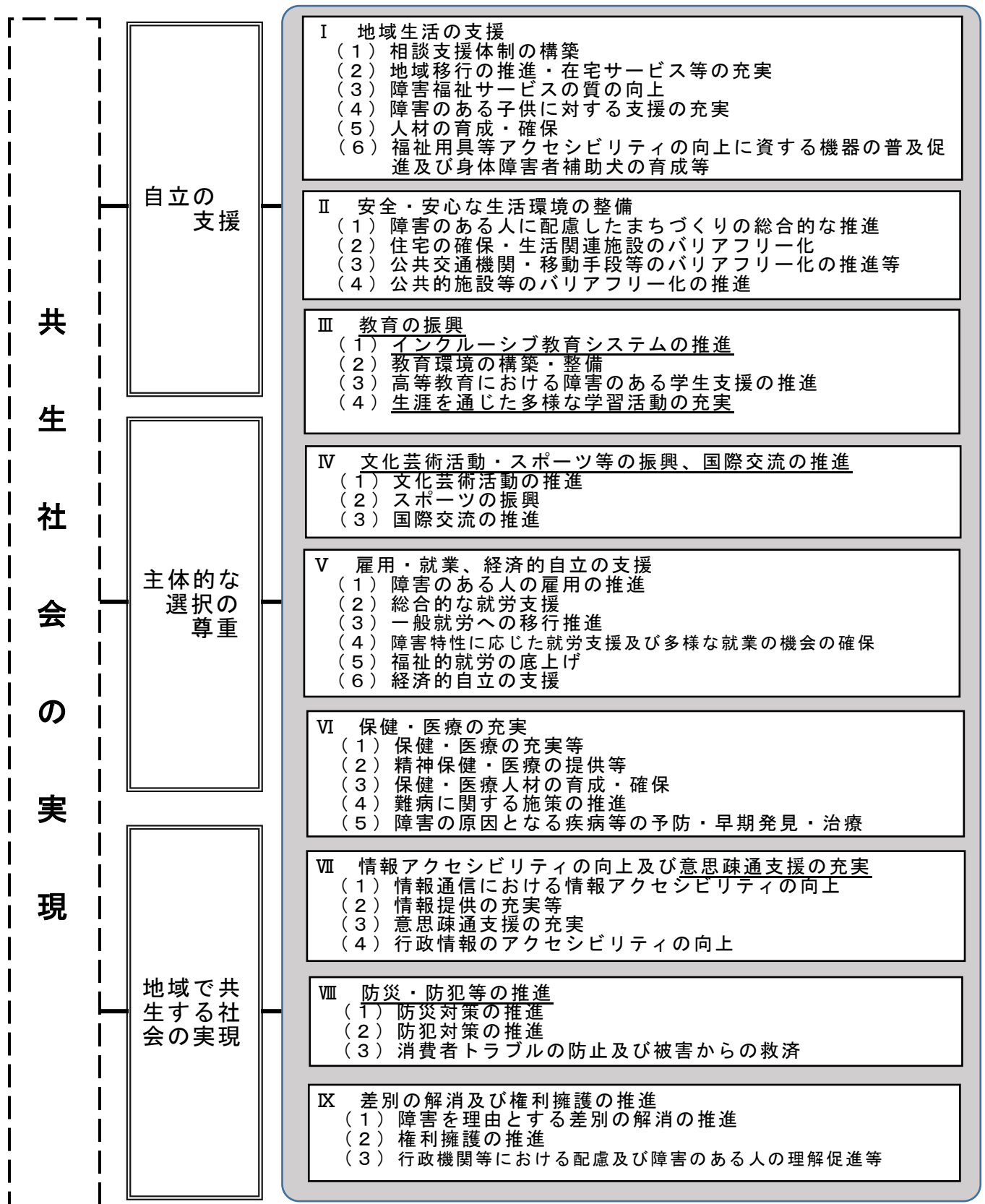
○読書バリアフリー法の施行（R 元. 6）

- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

○成育基本法の施行（R 元. 12）

- ・ 成育過程にある子ども及びその保護者、並びに妊産婦に対して、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。子どもの健全な育成は国や市町村、関係機関の責務であることを明記し、保護者の支援を含め、教育、医療、福祉などの分野の連携を規定している。

【第4期岡山県障害者計画 施策の体系】



〔第3期県計画と第4期県計画の比較〕

第3期障害者計画（県：H28/2）	第4期障害者計画（県：R3/3予定）
<p>I 啓発・広報・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発・広報活動の推進 ・学校教育、社会教育の充実（障害の理解） ・ボランティア活動等の推進 ・障害のある人の社会参加の促進 	<p>〔総論〕推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害のある人に関する理解 ・啓発・広報活動推進の主な取組 ・ボランティア活動等の推進 ・障害のある人の社会参加の促進
<p>II 生活支援</p>	<p>I 地域生活の支援</p>
<p>III 生活環境</p>	<p>II 安全・安心な生活環境の整備</p>
<p>IV 教育、文化芸術活動・スポーツ・国際交流等</p>	<p>III 教育の振興</p>
<p>V 雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>IV 文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際交流の推進</p>
<p>VI 保健・医療</p>	<p>V 雇用・就業、経済的自立の支援</p>
<p>VII 情報アクセシビリティ</p>	<p>VI 保健・医療の充実</p>
<p>VIII 安全・安心</p>	<p>VII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>
<p>IX 差別の解消及び権利擁護の推進</p>	<p>VIII 防災・防犯等の推進</p>
	<p>IX 差別の解消及び権利擁護の推進</p>

〔第4次国計画と第4期県計画の比較〕

第4次障害者基本計画（国：H30/3）	第4期障害者計画（県：R3/3予定）
<p>【基本的な考え方】</p> <p>4 施策の円滑な推進</p> <p>(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</p> <p>① 重点的に理解促進等を図る事項</p> <p>② 理解促進等に当たり配慮する事項</p>	<p>〔総論〕推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害のある人に関する理解 ・啓発・広報活動推進の主な取組 ・ボランティア活動等の推進 ・障害のある人の社会参加の促進
<p>◆自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p>	<p>I 地域生活の支援</p>
<p>◆安全・安心な生活環境の整備</p>	<p>II 安全・安心な生活環境の整備</p>
<p>◆教育の振興</p>	<p>III 教育の振興</p>
<p>◆文化芸術活動・スポーツ等の振興</p>	<p>IV 文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際交流の推進</p>
<p>◆国際社会での協力・連携の推進</p>	<p>V 雇用・就業、経済的自立の支援</p>
<p>◆雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>VI 保健・医療の充実</p>
<p>◆保健・医療の推進</p>	<p>VII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>
<p>◆情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>	<p>VIII 防災・防犯等の推進</p>
<p>◆防災・防犯等の推進</p>	<p>IX 差別の解消及び権利擁護の推進</p>
<p>◆差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p>	<p>IX 差別の解消及び権利擁護の推進</p>
<p>◆行政等における配慮の充実</p>	

県計画（次期計画）の策定スケジュール（案）

- | | |
|--------|--|
| 令和2年5月 | ・岡山県障害者計画にかかる県民意識調査 |
| 7月 | ・ <u>第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会の開催（骨子案（策定方針）協議）</u> |
| 8月 | ・障害福祉関係団体への意見聴取
・各市町村ヒアリング、庁内各課調査 |
| 11月 | ・ <u>第2回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会の開催（素案協議）</u> |
| 12月 | ・パブリック・コメントの実施 |
| 令和3年2月 | ・ <u>第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会の開催（最終案協議）</u> |
| 3月 | ・計画策定 |

第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画 の策定方針・骨子案について

1 策定方針

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（平成29（2017）年度策定）の計画期間が今年度で終了することから、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画を策定する。

本計画の策定に当たっては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）（以下、国の指針という）を基本とし、晴れの国おかやま生き生きプランをはじめ関係する計画を踏まえながら、市町村と連携して策定を行う。

また、各種障害者団体との意見を聴取し、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会、県議会に諮りながら進める。

○障害のある人に関する計画

計画名	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
岡山県障害者計画 (障害者基本法)	▶					▶					▶					▶				
	岡山県障害者長期計画 (H11-H22)					第2期岡山県障害者計画					第3期岡山県障害者計画					第4期岡山県障害者計画				
岡山県障害福祉計画 (障害者総合支援法)	▶		▶			▶			▶			▶			▶			▶		
	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期			第6期					
岡山県障害児福祉計画 (児童福祉法)											▶		▶			▶				
											第1期		第2期							

区 分	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条第1項 児童福祉法第33条の22
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内 容	障害のある人のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制に関する計画

2 見直しのポイント（骨子案）

（1）計画の性格・位置づけ

- ・国が定める基本指針に基づいて定めることが義務づけられている障害者総合支援法上の「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法上の「都道府県障害児福祉計画」
- ・障害者基本法第11条第2項に基づいて策定する「岡山県障害者計画」の生活支援分野に関する実施計画

（2）計画期間

3年間（令和3～5年度）※現行計画は平成30～令和2年度

（3）計画の基本構成

- 第1章 計画策定の考え方
- 第2章 障害のある人の状況
- 第3章 第5期岡山県障害福祉計画等の実績
- 第4章 目標の設定
- 第5章 重点的な取組
 - 第1節 地域生活移行の促進
 - 第2節 就労移行の促進及び所得の向上
 - 第3節 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保
 - 第4節 障害のある子どもの支援
 - 第5節 人材の養成・確保と資質の向上等
- 第6章 岡山県地域生活支援事業等の実施
- 第7章 計画目標等における実績把握

（4）計画の概要

①基本理念

共生社会の実現

②重点的な5つの取組

第5章第1節から第5節に記載

※平成30年3月に策定した現計画以降の動向を計画に盛り込むこととする。

※成果目標等は国の基本指針と同じ考えで設定するとともに、基本指針に示された新たな事項を盛り込む。

（5）計画の進捗の確認

計画における成果目標、活動指標は、その実績を把握し、評価し、必要があれば計画の見直しをすることとする。また、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会に報告することとする。

【第5章 重点的な取組部分の主な構成】

第1節 地域生活移行の促進

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害のある人の地域生活への移行
- 3 地域生活支援の拠点等の充実
- 4 発達障害のある人への支援の充実
- 5 その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組
 - ・災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進
 - ・障害のある人の文化芸術活動の推進
 - ・障害者スポーツの振興

第2節 就労移行の促進及び所得の向上

- 1 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備
- 2 障害のある人の就労を支援する各種施策の推進
- 3 障害のある人の所得の向上
- 4 特別支援学校における進路指導等の充実
- 5 その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組
 - ・知的障害のある人を対象とした事務補助員採用など

第3節 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保

- 1 障害福祉サービス等の見込量
- 2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数等
- 3 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量

第4節 障害のある子どもの支援

- 1 障害児支援体制の整備
- 2 障害児支援の提供体制の確保・基盤整備の方針
- 3 特定障害児入所施設の必要入所定員総数等

第5節 人材の養成・確保と資質の向上等

- ・サービスの質の向上
- ・障害のある人に対する虐待の防止
- ・障害のある人に対する差別の解消

3 成果目標（計画期間が満了する令和5年度末までの目標）

国基本指針の数値目標（R5年度）	県の基本的な考え方（案）
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：R1年度末入所者数の<u>6%</u>以上 ・施設入所者数：R1年度末の<u>1.6%</u>以上削減 	国の基本指針と同じ
成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：<u>316日</u>以上【新】 ・精神病床の1年以上長期入院患者数：国の推計式を用いて設定 ・精神病床における早期退院率（入院後3か月時点：<u>69%</u>以上、入院後6か月時点：<u>86%</u>以上、入院後1年時点：<u>92%</u>以上） 	国の基本指針と同じ ※県のみが目標値を設定
成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討 	国の基本指針と同じ
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：R1年度の<u>1.27倍</u>以上 うち移行支援事業：<u>1.3倍</u>以上、就労A型：<u>1.26倍</u>以上、就労B型：<u>1.23倍</u>以上【新】 ・就労定着支援事業の利用者数：一般就労移行者のうち<u>7割</u>以上【新】 ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：<u>7割</u>以上【新】 	国の基本指針と同じ
成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村（困難な場合は各圏域）に1か所以上設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・県は難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保【新】 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村（困難な場合は各圏域）に少なくとも1か所以上確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（市町村単独が困難であれば県が関与して圏域設置とするのも可）【一部新】 	国の基本指針と同じ ※難聴児支援のための体制確保は県のみ設定
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等【新】	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施と相談支援体制の強化に向けた体制確保 	国の基本指針と同じ
成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】	
<ul style="list-style-type: none"> ・県や各市町村においてサービスの質の向上を図るための体制構築 	国の基本指針と同じ

4 活動指標（計画期間が満了する令和5年度末までの目標）

※特に注意がなければ県及び市町村が設定する

国基本指針の指標	県の基本的な考え方（案）
1 福祉施設から一般就労への移行等	
①就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）事業利用者のうち、一般就労への移行者数の見込	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定 ※②～⑤：県が設定
②障害者に対する職業訓練の受講者数	
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	
2 訪問系サービスの利用者数・見込量	
①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
3 生活介護等の利用者数・見込量	
①生活介護	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②自立訓練（機能訓練）	
③自立訓練（生活訓練）	
④就労移行支援	
⑤就労継続支援A型	
⑥就労継続支援B型	
⑦就労定着支援	
⑧療養介護	
⑨短期入所（福祉型、医療型）	
4 自立生活援助等利用者数等	
①自立生活援助	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②共同生活援助、	
③施設入所支援	
④地域生活支援拠点等【新】 （設置箇所数、機能充実に向けた検証・検討の実施回数）	
5 相談支援	
①計画相談支援	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②地域移行支援	
③地域定着支援	
6 障害児支援サービス等の利用者数・見込量等	
①児童発達支援	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定 ※⑥：県（及び岡山市）が設定
②医療型児童発達支援	
③放課後等デイサービス	
④保育所等訪問支援	
⑤居宅訪問型児童発達支援	
⑥福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	
⑦障害児相談支援	
⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	

※特に注意がなければ県及び市町村が設定する

国基本指針の指標	県の基本的な考え方（案）
7 発達障害者等に対する支援	
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新】	
⑥ペアレントメンターの人数【新】	
⑦ピアサポートの活動への参加人数【新】	
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
①保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場の開催回数【新】	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定
②保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場への関係者ごとの参加者数【新】	
③保健・医療・福祉関係者による市町村ごと協議の場における目標設定及び評価の実施回数【新】	
④精神障害者の地域移行支援の利用者数【新】	
⑤精神障害者の地域定着支援の利用者数【新】	
⑥精神障害者の共同生活援助の利用者数【新】	
⑦精神障害者の自立生活援助の利用者数【新】	
⑧精神病床からの退院患者の退院後の行き先別の人数【新】	
9 相談支援体制の充実・強化のための取組	
①総合的・専門的な相談支援の実施有無【新】	※①②：市町村が設定
②地域の相談支援体制の強化【新】 （事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数、事業者の人材育成支援件数、相談機関との連携強化取組実施回数）	
10 障害福祉サービス等の質の向上	
①障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数【新】	基本指針を踏まえ、回数等の見込を設定
②障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有【新】 （共有体制有無、共有回数）	
③指導監査結果の関係市町村との共有【新】（共有体制有無、共有回数）	※①②：市町村が設定

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直し

(平成 18 年厚労省告示第 395 号に係る令和 2 年厚労省告示 213 号改正)

- 障害福祉計画・障害児福祉計画を策定は、厚生労働省の定める基本指針に即して、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する必要がある。

<法律>

障害者総合支援法

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 略

4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5～9 略

児童福祉法

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3 略

4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5～8 略

- 国の基本指針の見直しの主なポイント

次のページのとおり

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

○ 成果目標の新旧対照表（県作成）

(新)	(旧)
①施設入所者の地域生活への移行	①施設入所者の地域生活への移行
<p>【地域生活移行者の増加】 令和元年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u>が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%以上</u>削減する。</p>	<p>【地域生活移行者の増加】 平成28年度末時点の施設入所者の<u>9%以上</u>が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 平成28年度末時点の施設入所者数から<u>2%以上</u>削減する。</p>
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(削除)	<p>【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p>
(削除)	<p>【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】 全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p>
<p>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を<u>316日以上</u>とする。</p>	(新規)
<p>【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p>	<p>【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p>
<p>【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を<u>69%以上</u>とする。 ・入院後6か月時点の退院率を<u>86%以上</u>とする。 ・入院後1年時点の退院率を<u>92%以上</u>とする。</p>	<p>【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を<u>69%以上</u>とする。 ・入院後6か月時点の退院率を<u>84%以上</u>とする。 ・入院後1年時点の退院率を<u>90%以上</u>とする。</p>
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	③地域生活支援拠点等の整備
<p>【地域生活支援拠点における機能の充実】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、<u>年1回以上</u>運用状況を検証、検討する。</p>	<p>【地域生活支援拠点の整備】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。</p>

(新)

(旧)

④福祉施設から一般就労への移行等

④福祉施設から一般就労への移行

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
 令和元年度の一般就労への移行実績の 1. 27倍
 以上とする。
 そのうち、
 ・就労移行支援に係る移行者数を 1. 30倍以上
 とする。
 ・就労継続支援A型に係る移行者数を 1. 26倍
 以上とする。
 ・就労継続支援B型に係る移行者数を 1. 23倍
 以上とする。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
 平成28年度の一般就労への移行実績の 1. 5倍
 以上とする。

(削除)

(新規)

(削除)

(新規)

(新規)

【職場定着率の増加】
 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行す
 る者のうち、7割が就労定着支援事業を利用す
 る。
 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割
 以上の事業所を全体の7割以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】
 平成28年度末における利用者数を2割以上増加
 させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】
 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
 とする。

【職場定着率の増加】
 就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上
 とする。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

⑤障害児支援の提供体制の整備等

**【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問
 支援の充実】**
 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも
 1か所以上設置する（圏域での設置も可）。
 ・各都道府県において、児童発達支援センター、
 特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る
 など、難聴児支援のための中核機能を果たす体
 制を確保する。
 ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を
 利用できる体制を構築する。

**【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問
 支援の充実】**
 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも
 1か所以上設置する（圏域での設置も可）。
 （新規）

・すべての市町村において、保育所等訪問支援を
 利用できる体制を構築する。

**【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事
 業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】**
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域
 での確保も可）。

**【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事
 業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】**
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域
 での確保も可）。

**【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福
 祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】**
 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各
 市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・
 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を
 設けるとともに医療的ケア児等コーディネーター
 の配置を基本とする（市町村は圏域での設置も可）。

**【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福
 祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】**
 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び
 各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育
 ・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場
 を設ける（市町村は圏域での設置も可）。

(新)

(旧)

⑥相談支援体制の充実・強化等	—
各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。	(新規)
⑦障害福祉サービス等の質の向上	—
各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。	(新規)

障企発 0519 第 1 号

令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）が告示されました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成作業に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の各地域における感染状況等を考慮いただき、感染拡大防止の観点から、当面は「3つの密」を避けていただくことに留意しつつ、アンケート調査の実施やデータの分析など外出・訪問を要しない作業を行うなど、柔軟に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 30 年度から令和 2 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。

- ④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。
- (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。
- (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
- ② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。
- (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
- ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
- ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
- ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
 - ・ 難聴児支援 に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨
- を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね

1.23 倍以上を目指すこととする。

- ・ 令和五年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。